

# 第12次秋田県鳥獣保護管理事業計画

平成29年4月 1日から

5年間

平成34年3月31日まで

秋 田 県

平成29年3月（策定）

平成30年3月（変更）



## 目次

第1	計画の期間	1
第2	鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項	1
1	鳥獣保護区の指定	1
(1)	方針	1
(2)	鳥獣保護区の指定等計画	3
2	特別保護地区の指定	3
(1)	方針	3
(2)	特別保護地区指定計画	4
3	休猟区の指定	4
(1)	方針	4
(2)	休猟区指定計画	4
(3)	特例休猟区指定計画	4
4	鳥獣保護区の整備等	4
(1)	方針	4
(2)	整備計画	5
(3)	保全事業を実施する予定の鳥獣保護区の概要	5
第3	鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項	5
1	鳥獣の人工増殖	5
(1)	方針	5
(2)	人工増殖計画	5
2	放鳥獣	5
(1)	方針	5
(2)	放鳥計画及び種鳥の入手計画	5
(3)	放獣計画	5
第4	鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項	6
1	鳥獣の区分と保護及び管理の考え方	6
(1)	希少鳥獣	6
(2)	狩猟鳥獣	6
(3)	外来鳥獣等	6
(4)	指定管理鳥獣	6
(5)	一般鳥獣	7
2	鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定	7
(1)	基本的な考え方	7
(2)	学術研究を目的とする場合	8
(3)	鳥獣の保護を目的とする場合	9
(4)	鳥獣の管理を目的とする場合	10
(5)	その他特別の事由の場合	15
3	その他、鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項	16
(1)	捕獲許可した者への指導	16
(2)	許可権限の市町村長への移譲	17
(3)	鳥類の飼養登録	17
(4)	販売禁止鳥獣等の販売許可	17
第5	特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び猟区に関する事項	18
1	特定猟具使用禁止区域の指定	18
(1)	方針	18
(2)	特定猟具使用禁止区域指定計画	18
(3)	特定猟具使用禁止区域指定内訳	18

2	特定猟具使用制限区域の指定	18
(1)	方針	18
(2)	銃器に係る特定猟具使用制限区域指定計画	18
(3)	特定猟具使用制限区域指定内訳	18
3	猟区設定のための指導	18
(1)	方針	18
(2)	設定指導の方法	19
4	指定猟法禁止区域	19
(1)	方針	19
(2)	指定計画	19
第6	第一種特定鳥獣保護計画及び第二種特定鳥獣管理計画の作成に関する事項	19
1	第一種特定鳥獣保護計画	19
(1)	計画の目的	19
(2)	第一種特定鳥獣保護計画に係る実施計画の作成に関する方針	19
2	第二種特定鳥獣管理計画	19
(1)	計画の目的	19
(2)	第二種特定鳥獣管理計画に係る実施計画の作成に関する方針	20
第7	鳥獣の生息状況の調査に関する事項	20
1	方針	20
2	鳥獣の生態に関する基礎的な調査	20
(1)	方針	20
(2)	鳥獣生息分布調査	20
(3)	ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査	20
(4)	狩猟鳥獣生息調査	20
(5)	第一種特定鳥獣及び第二種特定鳥獣並びに指定管理鳥獣の生息状況調査	20
3	法に基づく諸制度の運用状況調査	21
(1)	鳥獣保護区等の指定・管理等調査	21
(2)	捕獲等情報収集調査	21
(3)	制度運用の概況情報	21
4	新たな技術の研究開発	21
(1)	捕獲や調査等に係る技術の研究開発	21
(2)	被害防除対策に係る技術開発	21
(3)	捕獲個体の活用や処分に係る技術開発	21
第8	鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項	21
1	鳥獣行政担当職員	21
(1)	方針	21
(2)	設置計画	21
(3)	研修計画	21
2	鳥獣保護管理員	21
(1)	方針	21
(2)	設置計画	22
(3)	年間活動計画	22
(4)	研修計画	22
3	保護及び管理の担い手の育成及び確保	22
(1)	方針	22
(2)	研修計画	22
(3)	狩猟者の育成及び確保のための対策	22
(4)	認定鳥獣捕獲等事業者の育成・確保	22
4	鳥獣保護管理センター等の設置	22
(1)	方針	22

(2) 鳥獣保護管理センター等の施設整備計画	2 2
5 取締り	2 2
(1) 方針	2 3
(2) 年間計画	2 3
6 必要な財源の確保	2 3
第9 その他	2 3
1 鳥獣保護管理事業をめぐる現状と課題	2 3
2 地形や気候等が異なる特定の地域についての取扱い	2 3
3 狩猟の適正化	2 3
(1) 狩猟鳥獣の捕獲禁止	2 4
(2) 入猟者承認制度に関する事項	2 4
4 傷病鳥獣救護への対応	2 4
(1) 方針	2 4
(2) 体制	2 4
(3) 傷病鳥獣の個体の処置	2 4
(4) 感染症対策・普及啓発	2 4
(5) 放野	2 4
5 油等による汚染に伴う水鳥の救護	2 5
6 感染症への対応	2 5
(1) 高病原性鳥インフルエンザ	2 5
(2) その他感染症	2 5
7 普及啓発	2 5
(1) 鳥獣の保護及び管理についての普及等	2 5
(2) 安易な餌付けの防止	2 5
(3) 猟犬の適切な管理	2 5
(4) 野鳥の森等の整備	2 6
(5) 愛鳥モデル校の指定	2 6
(6) 法令の普及徹底	2 6



## 第12次秋田県鳥獣保護管理事業計画

野生鳥獣は、人間の生存基盤となっている自然環境を構成する重要な要素の一つであり、それを豊かにするものであると同時に、人間の生活環境を保持・維持する上で欠くことのできない役割を果たすものである。

しかし、種によっては、全国的又は地域的に生息分布の減少や消滅が進行している一方で、特定の鳥獣による生活環境、農林水産業及び生態系に係る被害が深刻な状況にあることから、これら鳥獣の個体群管理、生息環境管理及び被害防除対策の実施による総合的な鳥獣の保護及び管理の一層の推進が必要となっている。

このため、本県においても、野生鳥獣の保護及び管理を適切に行い、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第1条の目的を達成するため、第12次秋田県鳥獣保護管理事業計画を定めるものである。

### 第1 計画の期間

平成29年4月1日から平成34年3月31日までの5年間とする。

### 第2 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項

#### 1 鳥獣保護区の指定

##### (1) 方針

##### ア 指定に関する中長期的な方針

本県は、本州の北部に位置し、西は日本海に面している。また、東の県境は奥羽山脈が南北に連なり、北の県境には世界自然遺産に登録された白神山地が、南の県境には東北第二の高峰である鳥海山がそびえたち、海岸部には米代川、雄物川、子吉川の三大河川が作り出した大きな平野が広がり、総土地面積は11,638km<sup>2</sup>で、その70%を森林が占めている。

県指定鳥獣保護区については、農林水産業などの振興との調整を図りながら指定を進め、平成28年1月1日現在、162か所、115,806haとなっており、総土地面積の約10%を占め、これにより安定した野生鳥獣の生息環境が確保されるとともに、本県域の生物多様性が現在まで引き継がれ、哺乳類はツキノワグマを始め46種が、鳥類は「県鳥」のヤマドリやイヌワシなど300種以上が確認されているが、近年は、本県において絶滅したとされているニホンジカや、これまで確認されていなかったイノシシが目撃されるなど、その生息状況に変化が見られている（秋田県版レッドデータブック2002動物編、同2016動物Iより）。

このため、自然公園法、文化財保護法等の他の制度によってまとまった面積が保護されている地域であって、鳥獣の保護繁殖上重要な地域については、できる限り包含するよう考慮するとともに、特定猟具使用禁止区域等の狩猟鳥獣の捕獲を制限する区域とも連携が図れるように努める。

自然とのふれあいの場又は鳥獣の観察や保護活動等を通じた環境教育の場を確保するため、鳥獣保護区の指定に努める。

市街地周辺において、鳥獣の生息に適している場所及び生息環境の整備等により鳥獣の生息状況の改善が見込まれる場所について、鳥獣保護区の指定に努める。

生息地が分断された鳥獣の保護を図るための生息地間をつなぐ樹林帯や河畔林等であって鳥獣の移動経路となっている地域、又は鳥獣保護区を指定することにより鳥獣の移動経路としての機能が回復する見込みのある地域については、新たに鳥獣保護区の指定に努める。

本計画期間中に存続期間の満了する72か所の鳥獣保護区は、原則として更新するものとするが、必要に応じて区域の見直しを行う。

指定管理鳥獣（ニホンジカ、イノシシ）による被害に対しては、許可捕獲又は指定管理鳥獣捕獲等事業の積極的な実施等により対処していく。

鳥獣保護区の指定期間は、20年以内の極力長期間とする。なお、地域の自然的・社会的状況に応じて必要と認められる場合は、随時指定期間の見直しを行う。

##### イ 指定区分ごとの方針

鳥獣保護区は、次の区分に従って指定する。

なお、県境に接して指定する場合は、隣接する県と連絡調整を図るよう努める。また、河川、海岸線、山稜線、道路、鉄道その他の現地で容易に確認できる区域線により指定するよう努める。

#### ① 森林鳥獣生息地の保護区

森林に生息する鳥獣の保護を図るため、森林鳥獣生息地の保護区を指定し、地域における生物多様性の確保にも資するものとする。

指定に当たっては、大規模生息地の保護区を除き、森林面積がおおむね10,000haごとに一箇所を選定し、面積は300ha以上の指定に努めてきたところであるが、今後は必要に応じて保護の目的とする対象鳥獣を明らかにしつつ、これまで指定した鳥獣保護区の配置を踏まえ、その鳥獣の保護に適切か考慮した上で、新規指定又は存続期間の更新等を検討する。

区域については、次の要件を満たすいずれかの地域から選定し、その形状はできる限りまとまりをもった団地状となるよう、かつ、低山帯から高山帯まで偏りなく配置するよう努める。

- a 多様な鳥獣が生息する地域
- b 鳥獣の生息密度の高い地域
- c 植生、地形等が鳥獣の生息に適している次のような地域
  - ・ 天然林
  - ・ 林相地形が変化に富む地域
  - ・ 溪流又は沼沢を含む地域
  - ・ 餌となる動植物が豊富な地域

#### ② 大規模生息地の保護区

行動圏が広域に及ぶ大型鳥獣を始め、その地域に生息する多様な鳥獣相の保護を図り、地域の生物多様性の拠点の確保にも資するため、必要な地域について指定するよう努める。

指定に当たっては、次の要件を満たす地域のうち必要な地域について選定し、一箇所当たりの面積は10,000ha以上とする。

- a 猛禽類又は大型哺乳類を含む多様な鳥獣が生息する地域
- b その地域を代表する森林植生が含まれる地域
- c 地形等の変化に富み、河川、湖沼、湿原等多様な環境要素を含む地域

#### ③ 集団渡来地の保護区

集団で渡来する渡り鳥の保護を図るため、渡来地である干潟、湿地、湖沼等のうち必要な地域について、集団渡来地の保護区を指定する。

指定に当たっては、次の要件のいずれかを満たす地域のうち必要な地域について選定し、その際には、鳥類の渡りのルート等を踏まえた配置となるよう配慮するとともに、採餌若しくは休息の場又はねぐらとするための後背地又は水面等も可能な限り含める。

- a 現在、渡来する鳥獣の種類又は個体数の多い地域
- b かつて、渡来する鳥類の種類又は個体数が多かった地域で、鳥類の渡りの経路上その回復が必要かつ可能と考えられるもの

#### ④ 集団繁殖地の保護区

集団で繁殖する鳥類、コウモリ類の保護を図るため、断崖、樹林、草原、砂地、洞窟等における集団繁殖地のうち必要な地域について、集団繁殖地の保護区を指定する。

指定に当たっては、採餌若しくは休息の場又はねぐらとするための後背地又は水面等も可能な限り含める。

#### ⑤ 希少鳥獣生息地の保護区

希少鳥獣その他の絶滅のおそれのある鳥獣又はこれらに準ずる鳥獣の生息地であって、これらの鳥獣の保護上必要な地域について、希少鳥獣生息地の保護区を指定する。

#### ⑥ 生息地回廊の保護区

生息地が分断された鳥獣の保護を図るため、生息地間をつなぐ樹林帯や河畔林等であって、鳥獣の移動経路となっている地域又は鳥獣保護区に指定することにより鳥獣の移動経路として



の機能が回復する見込みのある地域のうち必要な地域について、生息地回廊の保護区を指定する。

指定に当たっては、移動分散を確保しようとする対象鳥獣を明らかにし、その生態や行動範囲等を踏まえて回廊として確保すべき区域を選定する。また、その際には、既存の鳥獣保護区のみならず、自然公園法、文化財保護法等の他の制度によってまとまった面積が保護されている地域等を相互に結びつけるなどにより、効果的な配置に努める。

### ⑧ 身近な鳥獣生息地の保護区

市街地及びその近郊において鳥獣の良好な生息地を確保し若しくは創出し、豊かな生活環境の形成に資するため必要と認められる地域又は自然とのふれあい若しくは鳥獣の観察や保護活動を通じた環境教育の場を確保するため必要と認められる地域について、身近な鳥獣生息地の保護区を指定する。

## (2) 鳥獣保護区の指定等計画

→ (第1表)

森林鳥獣生息地の保護区の目標は、次の算式で求められる。

$$\begin{aligned} \text{箇所} &= \text{森林面積 } 819,494 \text{ ha} \times 1/10,000 \div 82 \text{ か所} \\ \text{面積} &= 82 \text{ か所} \times 300 \text{ ha} = 24,600 \text{ ha} \end{aligned}$$

既設指定状況(97か所 79,324ha)が上記目標よりも大幅に上回っているため、目標欄は既設面積とする。なお、当計画期間において、原則として新規指定は設けないものとするが、自然的・社会的状況に応じて必要と認められる場合は、計画の見直しを行う。

### ア 鳥獣保護区の指定計画

→ (第2表～8表)

森林鳥獣生息地の保護区、大規模生息地の保護区、集団渡来地の保護区、集団繁殖地の保護区、希少鳥獣生息地の保護区、生息地回廊の保護区、身近な鳥獣生息地の保護区  
新規指定の鳥獣保護区は設けない。

### イ 既指定鳥獣保護区の変更計画

→ (第9表)

## 2 特別保護地区の指定

### (1) 方針

#### ア 指定に関する中長期的な方針

鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護を図る上で生息環境の保全は極めて重要であることから、指定された鳥獣保護区においては、下記の指定区分に従い、特別保護地区及び同地区内の法第29条第7項第4号に基づく区域(以下「特別保護指定区域」という。)の指定を積極的に進める。このため、特に良好な生息環境の確保が求められる大規模生息地、集団渡来地、集団繁殖地及び希少鳥獣生息地の保護区については、全箇所について特別保護地区を指定するよう努める。

特別保護地区の指定に当たっては、その期間を鳥獣保護区の指定期間に一致させるとともに、特別保護地区を鳥獣の安定した生息の場とするため、直接狩猟可能区域等と接するのではなく、できる限り鳥獣保護区等狩猟が禁止された区域に取り囲まれるよう配慮する。

#### イ 指定区分ごとの方針

##### ① 森林鳥獣生息地の保護区

良好な鳥獣の生息環境となっている区域について指定するものとし、指定箇所数の2分の1以上の地区につき、それぞれの面積の10分の1以上を指定するよう努めるものとする。

##### ② 大規模生息地の保護区

猛禽類や大型哺乳類を含む多様な鳥獣が生息し、当該保護区において必要と認められる中

核的地区について指定するよう努めるものとする。

③ 集団渡来地の保護区

渡来する鳥獣の採餌場又はねぐらとして必要と認められる中核的地区について指定するよう努めるものとする。

④ 集団繁殖地の保護区

保護対象となる鳥類、コウモリ類の繁殖を確保するため必要と認められる中核的地区について指定するよう努めるものとする。

⑤ 希少鳥獣生息地の保護区

保護対象となる鳥獣の繁殖、採餌等に必要な区域を広範囲に指定するよう努めるものとする。

⑥ 生息地回廊の保護区

保護対象となる鳥獣の移動経路として必要と認められる中核的地区について指定するよう努めるものとする。

⑦ 身近な鳥獣生息地の保護区

鳥獣の誘致又は鳥獣保護思想の普及啓発上必要と認められる区域について指定するよう努めるものとする。

(2) 特別保護地区指定計画

→ (第10表～11表)

3 休猟区の指定

(1) 方針

休猟区は、狩猟鳥獣の数が著しく減少している場合において、狩猟者の入り込み等を勘案しつつ、狩猟鳥獣の生息数の回復を図る必要がある区域を指定する。また、休猟区の指定に当たっては、各地域ごとに狩猟鳥獣の適正な生息数を維持する観点から、できる限り分布に偏りが無いよう配慮する。なお、休猟区の指定期間満了後は、周辺地域の農林水産業被害等の状況も踏まえながら、可能な限り、当該休猟区に隣接する地区での新たな休猟区の指定を検討する。

休猟区一箇所当たりの面積は、1,500ha以上となるよう努め、さらに休猟区的面積の合計は、狩猟鳥獣の生息動向等を踏まえて、その生息数の回復に必要な面積を確保するよう努める。その際には、河川、海岸線、山稜線、道路及び鉄道その他の現地で容易に確認できる区域線により指定するよう努める。

また、休猟区の指定に当たっては、農林水産関係者、住民等の理解が得られるように留意するとともに、狩猟鳥獣による農林業被害等の状況に応じて、指定の延期又は第二種特定鳥獣管理計画に基づき第二種特定鳥獣の狩猟を行うことができる特例制度の活用を進める。

なお、当計画期間において新規指定は設けないものとするが、自然的・社会的状況に応じて必要と認められる場合は、計画の見直しを行う。

(2) 休猟区指定計画

→ (第12表)

(3) 特例休猟区指定計画

→ (第13表)

4 鳥獣保護区の整備等

(1) 方針

鳥獣保護区の整備は、年度計画を立てて実施するとともに、調査、巡視等の管理の充実に配慮する。

## (2) 整備計画

### ア 管理施設の整備

→ (第14表)

鳥獣保護区及び特別保護地区の境界線が明らかになるよう標識等を設けるなど、管理のための施設を整備する。また、必要に応じて管理棟等を設置するよう努める。

### イ 利用施設の整備

→ (第15表)

鳥獣の観察に適する場所には、人と鳥獣とのふれあいや環境教育の場としての活用を図る観点から、鳥獣の保護上支障のない範囲内で、観察路、観察舎等の利用施設の整備に努める。

### ウ 調査、巡視等の計画

→ (第16表)

## (3) 保全事業を実施する予定の鳥獣保護区の概要

→ (第17表)

## 第3 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項

### 1 鳥獣の人工増殖

#### (1) 方針

遺伝的なく乱防止や生物多様性の確保の観点を踏まえ、狩猟鳥獣の人工増殖及び放鳥獣については、その効果と影響を勘案して、見直しを含めた慎重な対応を行う。

主要な狩猟鳥獣であるキジ及びヤマドリについては、第11次鳥獣保護管理事業計画から引き続き人工増殖を秋田県猟友会に委託し、放鳥計画に対応する生産を行い、その保護を図る。なお、健全なヒナの生産を図り、かつ品質が均一化するよう指導する。この場合、次の点に配慮するものとする。

- ① 県内の放鳥計画に対応する羽数が確保できるよう、計画的な増殖体制を整備する。
- ② 近親交配による遺伝子の劣化を防ぐため、必要に応じて野生から新たな個体の導入を図る。
- ③ 人工増殖に際しては、地域個体群間の交雑を防ぐため、放鳥しようとする地域に生息する個体のみを対象とする。

#### (2) 人工増殖計画

→ (第18表)

### 2 放鳥獣

#### (1) 方針

狩猟鳥類の生息適地であって、当該狩猟鳥類の増加を図るために必要と認められる箇所において、被害のおそれがなく、放鳥の効果が認められる場合においては、放鳥計画を作成し、同計画に基づき必要な個体数を放鳥する。

放鳥する鳥類の種類についてはキジ及びヤマドリとし、一箇所当たりの放鳥目標は、キジは5羽以上、ヤマドリは3羽以上とする。

放鳥の効果を検証するため、放鳥個体に標識を装着し、放鳥後の定着状況を追跡調査するよう努める。

放鳥に当たっては、生息地、餌の競合、病原体の伝搬等により人や鳥獣に悪影響を及ぼすおそれのないよう配慮し、特に高病原性鳥インフルエンザが発生している際には、養殖業者等に対して衛生管理の徹底や個体の健康状況の確認等の要請を検討するとともに、それらを踏まえて放鳥事業実施の一時的な見合わせについても検討する。

#### (2) 放鳥計画及び種鳥の入手計画

→ (第19表～20表)

#### (3) 放獣計画

狩猟鳥獣である哺乳類、外来鳥獣及び生態系や農林水産業等に著しい被害を生じさせている鳥

獣については、原則として放獣を行わない。

希少鳥獣及びその他の絶滅のおそれのある鳥獣については、「絶滅のおそれのある野生動植物種の野生復帰に関する基本的な考え方」等に沿って対応する。

#### 第4 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

##### 1 鳥獣の区分と保護及び管理の考え方

###### (1) 希少鳥獣

###### ア 対象種

- ① 環境省のレッドリストにおいて絶滅危惧ⅠA・ⅠB類又はⅡ類に該当する鳥獣及び本県レッドリストにおいて同様の取扱いがなされている鳥獣
- ② 絶滅危惧ⅠA・ⅠB類又はⅡ類から外れたものの、保護又は管理の手法が確立しておらず、計画的な保護又は管理の手法を検討しながら保護又は管理を進める必要がある鳥獣として環境省令で定める鳥獣
- ③ 絶滅のおそれのある地域個体群についても、必要に応じて希少鳥獣として取り扱う。

###### イ 保護管理の考え方

適切な保護管理を行うため、自然環境保全基礎調査その他の調査等により、生息状況や生息環境の把握に努める。

オオタカについては、個体数の回復に伴い、種の保存法の国内希少野生動植物種から解除することとなったが、海外産のオオタカの流通動向等から高い市場価値が認められる種であると考えられるため、オオタカの違法捕獲等の助長を防止する措置を講ずることにより、継続的な保護及び管理に努める。

###### (2) 狩猟鳥獣

###### ア 対象種

法第2条第7項に基づき環境省令で定める鳥獣

###### イ 保護管理の考え方

適切な保護管理を行うため、自然環境保全基礎調査その他の調査等により生息状況や農林水産業等への被害状況等の把握に努め、必要に応じて捕獲制限、有害鳥獣捕獲、第二種特定鳥獣管理計画に基づく個体数調整を行い、持続的な狩猟が可能となるよう努める。ただし、特に管理を強化すべき外来鳥獣及び指定管理鳥獣である狩猟鳥獣については、持続的な狩猟の観点での保護の取組は行わない。

###### (3) 外来鳥獣等

###### ア 対象種

我が国に過去又は現在の自然分布域生息地を有しておらず、人為的に海外から導入された鳥獣とする。なお、我が国に自然分布域を有しているが、人為的に過去又は現在の自然分布域を超えて国内の他地域に導入され、生態系や農林水産業等に係る被害を生じさせている又はそのおそれがある鳥獣についても、同様に取り扱う。

###### イ 管理の考え方

農林水産業又は生態系等に係る被害を及ぼす外来鳥獣については、積極的な狩猟及び被害防止目的での捕獲を推進して、その被害防止を図る。特定外来生物による生態系に係る被害防止に関する法律（平成16年法律第78号。以下「外来生物法」という。）に基づく特定外来生物は、外来生物法に基づく計画的な防除を実施する。

###### (4) 指定管理鳥獣

###### ア 対象種

法第2条第5項に基づき環境省令で定める鳥獣（ニホンジカ、イノシシ）

###### イ 管理の考え方

管理に当たっては、生息分布域や個体数推定等に関する調査に基づき指定管理鳥獣捕獲等事

業実施計画を作成し、捕獲数等の数値目標を設定した上で、指定管理鳥獣捕獲等事業を実施するほか、市町村が作成する鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（以下「鳥獣被害防止特措法」という。）に基づく被害防止計画との整合を図っていく。

ただし、現在は生息密度が低く、推定生息数が算出できないことから、捕獲数以外の数値目標を設定することもやむを得ないものとする。

## (5) 一般鳥獣

### ア 対象種

希少鳥獣、狩猟鳥獣、外来鳥獣、指定管理鳥獣以外の鳥獣

### イ 保護管理の考え方

全国的な分布動向、地域個体群の極端な増加又は減少、生活環境や農林水産業又は生態系に係る被害の発生状況等を踏まえ、必要に応じて希少鳥獣及び狩猟鳥獣の保護や管理に準じた対策を講じる。

## 2 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定

### (1) 基本的な考え方

#### ア 許可しない場合の基本的考え方

次のような場合には、法第9条に規定される鳥獣の捕獲等（捕獲又は殺傷をいう。以下「捕獲等」という。）又は鳥類の卵の採取等（採取又は損傷をいう。以下「採取等」という。）を許可しない。

- ① 捕獲後の処置の計画等申請内容に照らして、明らかに捕獲等又は採取等の目的が異なると判断される場合
- ② 捕獲等又は採取等によって特定の鳥獣の地域個体群に絶滅のおそれを生じさせ、又は鳥獣の生息環境を著しく悪化させるおそれがあるなど鳥獣の保護に重大な支障を及ぼすおそれのある場合。ただし、外来鳥獣等による被害が生じている地域又は今後被害発生が予想される地域において、当該鳥獣による被害を防止する目的で捕獲等又は採取等をする場合は、当該鳥獣を根絶又は抑制するため、積極的な有害鳥獣捕獲を図るものとする。
- ③ 第二種特定鳥獣管理計画に基づく計画的・科学的な鳥獣の管理のための対策に支障を及ぼすおそれがあるような場合
- ④ 捕獲等又は採取等に際し、住民の安全の確保又は社寺境内、墓地における捕獲等を認めることによりそれらの場所の目的や意義の保持に支障を及ぼすおそれがあるような場合
- ⑤ 特定猟具使用禁止区域内で特定猟具を使用した捕獲等を行う場合であって、特定猟具の使用によらなくても捕獲等の目的が達せられるとき、又は特定猟具使用禁止区域における特定猟具の使用に伴う危険の予防若しくは法第9条第3項第4号に規定する指定区域（以下「指定区域」という。）の静穏の保持に著しい支障が生じる場合
- ⑥ 法第36条及び法施行規則（以下「規則」という。）第45条に危険猟法として規定される猟法。ただし、法第37条の規定による環境大臣の許可を受けた場合については、この限りでない。
- ⑦ 個人が慰楽（愛玩）のために飼養する目的で捕獲する場合

#### イ 許可に当たっての条件の考え方

捕獲等又は採取等の許可に当たっての条件は、期間の限定、捕獲する区域の限定、捕獲方法の限定、鳥獣の種類及び数の限定、捕獲物の処理方法、捕獲等又は採取等を行う区域における安全の確保、静穏の保持、捕獲を行う際の周辺環境への配慮及び適切なわなの数量の限定、見回りの実施方法、猟具の所有等について付す。特に、住居と隣接した地域において捕獲を行う場合には、住民の安全を確保する観点から適切な条件を付す。また、特定計画に基づく保護又は管理を行うために必要がある場合においては、捕獲数の上限に関する適切な条件を付す。

#### ウ わなの使用に当たっての許可基準

##### ① わなの構造に関する基準

わなを使用した捕獲許可については、以下を満たすものとする。ただし、くくりわなの輪の直径については、捕獲場所、捕獲時期、ツキノワグマの生息状況等を勘案して、錯誤捕獲

のおそれが少ないと判断される場合には、これによらないことができる。

**a くくりわなを使用した方法の許可申請の場合**

- ・ イノシシ、ニホンジカ、ツキノワグマ以外の鳥獣の捕獲を目的とする許可申請の場合は、原則として輪の直径が12cm以内であり、締付け防止金具を装着したものであること。
- ・ イノシシ及びニホンジカの捕獲を目的とする許可申請の場合は、原則として輪の直径が12cm以内で締付け防止金具を装着したものであり、ワイヤーの直径が4mm以上で、かつ、よりもどしを装着したものであること。

**b とらばさみを使用した方法の許可申請の場合**

鋸歯がなく、開いた状態における内径の最大長は12cmを超えず、衝撃緩衝器具を装着したものであり、安全の確保や鳥獣保護の観点から、他の方法では目的が達成できない等やむを得ない事由が認められる場合に限定する。

**c ツキノワグマをわなで捕獲する許可申請の場合**

はこわなに限る。

**② 標識の装着に関する基準**

法第9条第12項に基づく標識の装着を行う。ただし、捕獲に許可を要するネズミ・モグラ類等の捕獲等の場合において、猟具の大きさ等の理由で用具ごとに標識を装着できないときは、猟具を設置した場所周辺に立て看板を設置する方法によることもできる。

**エ 保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可の考え方**

地域における生息数が少ない等保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可は、特に慎重に取り扱うものとする。

種の保存法の国内希少野生動植物種から解除されたオオタカについては、原則、鳥獣の管理を目的とする捕獲を認めない。ただし、被害防除対策を講じても被害が顕著であり、被害を与える個体が特定されている場合には、捕獲を認めることとする。なお、捕獲後、その個体を飼養する場合には、一般流通による密猟の助長を防止する観点から、当面の間、公的機関による飼養を前提とする場合に限り、捕獲を認めることとする。

**オ 鉛中毒が生じる蓋然性が高いと認められる地域に係る捕獲許可の考え方**

捕獲実施区域と水鳥又は猛禽類の生息地が重複しており、科学的な見地から鉛中毒が生じる蓋然性が高いと認められる地域に係る捕獲許可に当たっては、鉛が暴露しない構造及び素材の装弾の使用並びに捕獲個体の搬出の徹底を指導する。

**(2) 学術研究を目的とする場合**

**ア 学術研究**

原則として次の基準による。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

**① 研究の目的及び内容**

次のaからdまでのいずれにも該当するものであること。

- a 主たる目的が、理学、農学、医学、薬学等に関する学術研究であること。ただし、学術研究が単に付随的な目的である場合は、学術研究を目的とした行為とは認めない。
- b 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取以外の方法では、その目的を達成することができないと認められること。
- c 主たる内容が鳥獣の生態、習性、行動、食性、生理等に関する研究であること。また、適正な全体計画の下でのみ行われるものであること。
- d 研究により得られた成果が、学会又は学術誌等により一般に公表されるものであること。

**② 許可対象者**

理学、農学、医学、薬学等に関する調査研究を行う者又はこれらの者から依頼を受けた者

**③ 鳥獣の種類・数**

研究の目的を達成するために必要な種類及び数。ただし、外来鳥獣又は生態系や農林水産業等に係る著しい被害を生じさせている鳥獣に関する学術研究を目的とする場合には、適切な種類及び数とする。

④ 期間

1年以内

⑤ 区域

研究の目的を達成するために必要な区域とする。

⑥ 方法

次の各号に掲げる条件に適合するものであること。

a 法第12条第1項又は第2項に基づき禁止されている猟法（以下「禁止猟法」という。）ではないこと。

b 殺傷又は損傷（以下「殺傷等」という。）を伴う捕獲方法の場合は、研究の目的を達成するために必要と認められるものであること。ただし、外来鳥獣又は生態系や農林水産業等に係る著しい被害を生じさせている鳥獣であって、捕獲した個体を放鳥獣すべきでないことと認められる場合は、この限りでない。

⑦ 捕獲等又は採取等後の措置

a 殺傷などを伴う場合は、研究の目的を達成するために必要最小限と認められるものであること。

b 個体識別等の目的でタグ又は標識の装着、体の一部の切除、マイクロチップの皮下への埋込み等を行う場合は、当該措置が鳥獣の生態に著しい影響を及ぼさないものであり、かつ研究の目的を達成するために必要と認められるものであること。

c 電波発信機、足環装着等の鳥獣への負荷を伴う措置については、当該措置が研究の目的を達成するために必要と認められるものであること。なお、電波発信機を装着する場合には、必要期間経過後短期間のうちに脱落するものであること。また、装着する標識が脱落しない仕様である場合には、情報の収集・活用を促進する観点から標識の情報を公開するよう努めること。

イ 標識調査

原則として次の基準による。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

① 許可対象者

国若しくは都道府県又は国若しくは都道府県より委託を受けた者（委託を受けた者から依頼された者を含む。）

② 鳥獣の種類・数

標識調査を主たる業務として実施している者については、鳥類各種各2,000羽以内、3年以上継続して標識調査を目的とした捕獲許可を受けている者については同各1,000羽以内、その他の者については同各500羽以内。ただし、特に必要と認められる種については、この限りでない。

③ 期間

1年以内

④ 区域

規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域を除く。

⑤ 方法

網、わな又は手捕

⑥ 捕獲等又は採取等後の措置

足環を装着し、放鳥する。なお、外来鳥獣又は生態系や農林水産業等に係る著しい被害を生じさせている鳥獣については、調査のための放鳥のほか、必要に応じて殺処分等の措置を講じることができる。

(3) 鳥獣の保護を目的とする場合

ア 第一種特定鳥獣保護計画に基づく鳥獣の保護

当計画期間内では、第一種特定鳥獣保護計画の策定は行わないが、自然的・社会的状況に応じて策定の必要が生じた場合は、計画の見直しを行う。

#### イ 鳥獣の保護に係る行政事務の遂行の目的

原則として次の基準によるが、他に方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

- ① 許可対象者  
国又は地方公共団体、国又は地方公共団体から当該事務を受託した者、鳥獣保護管理員その他特に必要と認められる者
- ② 鳥獣の種類及び数  
必要と認められる種類及び数
- ③ 期間  
1年以内
- ④ 区域  
申請者の職務上必要な区域
- ⑤ 方法  
禁止猟法は認めない。

#### ウ 傷病により保護を要する鳥獣の保護の目的

原則として次の基準によるが、他に方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

- ① 許可対象者  
国又は地方公共団体、国又は地方公共団体から当該事務を受託した者、鳥獣保護管理員その他特に必要と認められる者
- ② 鳥獣の種類及び数  
必要と認められる種類及び数
- ③ 期間  
1年以内
- ④ 区域  
必要と認められる区域
- ⑤ 方法  
禁止猟法は認めない。

#### (4) 鳥獣の管理を目的とする場合

##### ア 第二種特定鳥獣管理計画に基づく数の調整を目的とする場合

- ① 許可対象者  
原則として、銃器を使用する場合は第1種銃猟免許を所持する者（空気銃を使用する場合には第1種銃猟又は第2種銃猟免許を所持する者）、銃器の使用以外の方法による場合は網猟免許又はわな猟免許を所持する者であること。ただし、銃器の使用以外の方法による環境大臣が定める法人に対する許可であって、次のaからdまでの条件を全て満たす場合は、狩猟免許を受けていない者であっても許可対象者とする事ができる。
  - a 従事者の中に猟法の種類に応じた狩猟免許所持者が含まれること。
  - b 当該法人が従事者に対して講習会を実施することにより、捕獲技術、安全性等が確保されていると認められること。
  - c 当該免許を受けていない者が当該免許を受けている者の監督下で捕獲を行うこと。
  - d 当該法人が地域の関係者と十分な調整を図っていると認められること。
- ② 鳥獣の種類・数  
第二種特定鳥獣管理計画の目標達成のために、適切かつ合理的な数であること。
- ③ 期間  
第二種特定鳥獣管理計画の目標達成のために必要かつ適切な期間とすること。なお、複数年にわたる期間を設定する場合には、管理計画の内容を踏まえ適切に対応する。捕獲等又は採取等の対象以外の鳥獣の保護及び繁殖に支障がある期間は避けるよう考慮すること。
- ④ 区域  
第二種特定鳥獣管理計画の目標達成のために、必要かつ適切な区域とすること。



## ⑤ 方法

空気銃を使用した捕獲等は、対象を負傷させた状態で取り逃がす危険性があるため、大型獣類についてはその使用を認めない。ただし、取り逃がす危険性の少ない状況において使用する場合は、この限りでない。

また、鳥獣の捕獲に当たっては、鉛が暴露する構造及び素材の装弾は使用しないよう努めること。

## イ 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする場合

### ① 有害鳥獣捕獲の基本的考え方

有害鳥獣の捕獲は、被害が現に生じているか又はそのおそれがある場合に、その防止及び軽減を図るために行うものとする。また、捕獲は、原則として被害防除対策によっても被害等が防止できないと認められるときに行う。ただし、指定管理鳥獣及び外来鳥獣等については、この限りでない。

実施に当たっては、関係部局等との連携の下、被害防除施設の整備、未収穫物の撤去等の被害防除対策等が総合的に推進されるよう努める。また、農林水産業等と鳥獣の保護との両立を図るため、総合的、効果的な防除対策、狩猟を含む個体数管理等鳥獣の適正な管理方法を検討し、所要の対策が講じられるよう努める。

### ② 鳥獣による被害発生予察表の作成

#### a 予察表

→ (第21表)

#### b 被害発生予察地図

鳥獣による被害発生予察区域は市町村別とする。鳥獣別、区域別地図は、次項 c により必要に応じて作成する。

#### c 予察表に係る方針等

予察による被害防止の目的での捕獲(以下「予察捕獲」という。)の対象となる鳥獣は、過去5年間程度の期間に常時強い害性が認められる種とする。ただし、指定管理鳥獣及び外来鳥獣については、この限りでない。

予察捕獲に当たっては、鳥獣の種類別、四半期別及び地域別による被害発生予察表を作成する。予察表においては、人身被害、事故及び農林水産物の被害の発生が予察される地区ごとに、農林水産物の被害、作付け、鳥獣の出没状況等を勘察し、被害の発生地域及び時期等を予察する。予察表は、科学的な知見に基づき計画的に毎年点検し、その結果に基づき必要に応じて予察捕獲の実施を調整する等予察捕獲の科学的、計画的な実施に努める。また、県内の広い範囲で予察捕獲が実施され、中長期的な計画的な管理を要する種については、第二種特定鳥獣管理計画を策定する。

### ③ 鳥獣の適正管理の実施

#### a 方針

特別天然記念物であるニホンカモシカは、被害は少なくなったものの、いまだ全県で豆類、野菜類を中心に農林業被害が発生しているほか、ツキノワグマは、毎年人身被害や果樹などを主体とした農林産物への多大な被害をもたらしている。また、ニホンザルについては、環境省のレッドデータブックで「絶滅のおそれのある地域個体群」とされている東北地方のニホンザルに含まれる白神山地のニホンザルによる農林業被害や、離れザルによる人身被害も発生している。このような状況から、ニホンカモシカ、ツキノワグマ及びニホンザルによる人身被害及び農林業被害の防止と地域個体群の安定的な維持のため、生息状況や生活環境、農林業等の被害状況を的確に把握しながら、適切な防除対策を行うことが野生鳥獣との共存を図る上で重要である。ただし、こうした大型獣は、捕獲圧が個体の維持存続に及ぼす影響が大きく、第二種特定鳥獣管理計画の樹立による適正な管理を行うよう努めるものとする。

#### b 防除方法の検討、個体数管理の実施等の計画

→ (第22表)

鳥獣被害の防除対策に当たっては、被害状況や地形等の情報収集に努め、有識者や地域の実情に精通している地元猟友会員等を含めた検討を経て、防除を実施するものとする。ツキノワグマ、ニホンカモシカ、ニホンザル、ニホンジカ、イノシシに関しては、生息の状況その他の事情を勘案して、第二種特定鳥獣管理計画を策定し、学識経験者、自然保護関係者等で構成する検討委員会で協議し、個体数管理や被害防除対策を推進する。

#### ④ 被害防止目的での捕獲についての許可基準の設定

→ (第23表)

##### a 方針

有害鳥獣の捕獲については、鳥獣による被害発生予察表、有害鳥獣の生息状況、農林作物等の作付状況及び被害状況を勘案して、迅速かつ的確に捕獲できるよう許可基準を定め、これに基づき指導を行う。特に、鳥獣保護区及び休猟区については、地域担当の鳥獣保護管理員が、区域内の鳥獣の生息状況、農林作物等の作付状況及び被害状況を的確に把握して、総合的な判断の下で行う。また、捕獲の実施に当たっては、法令の遵守及び事故防止に万全を期するものとする。

市町村長に有害鳥獣捕獲許可権限が移譲されている鳥獣（カラス類、ゴイサギ、カルガモ、スズメ類、キジバト、ムクドリ、ヒヨドリ、ドバト、トビ、ハクビシン、ツキノワグマ（人への被害を防止する目的に限る。））の捕獲許可については、法令や県規則、当事業計画及び県で定める「有害鳥獣捕獲許可事務の取扱要領」に沿って適正に事務を遂行するとともに、管轄の各地域振興局長に許可事務の執行状況報告を遅滞なく行うよう要請するものとする。

なお、その他の種に係る捕獲については、当該種の生息数、分布等を踏まえた広域的見地からの有害鳥獣捕獲の必要性、市町村における当該種の保護管理体制の整備状況等勘案した上で、地域の実情に応じて捕獲許可権限の移譲を検討し、適切な制度運営を図るものとする。

- (a) 生活環境に係る被害の防止目的で住居集合地域等において麻酔銃猟をする場合については、鳥獣による生活環境又は生態系に係る被害の防止を目的とする捕獲として、法第9条第1項の規定による環境大臣又は県知事の許可のほか、法第38条の2第1項の規定による県知事の許可を得るとともに、法第36条で使用を禁止している麻酔薬を使用する場合においては、法第37条の規定による環境大臣の許可を得るものとする。
- (b) 第二種特定鳥獣管理計画の対象地域において、第二種特定鳥獣を有害鳥獣として捕獲する場合については、原則として第二種特定鳥獣管理計画に基づく調整を目的とする捕獲として取り扱うものとするが、有害鳥獣捕獲として捕獲する場合においても、市町村における捕獲数を定期的に把握するなどして、第二種特定鳥獣管理計画における捕獲目標数との整合を図るものとする。

##### b 許可基準

許可基準は次によるほか、細部については県で定める「有害鳥獣捕獲許可事務の取扱要領」によるものとする。

##### (a) 鳥獣の種類

現に被害を生じさせ、又はそのおそれのある鳥獣を対象とするが、狩猟鳥獣、トビ、ドバト及びウソ以外の鳥獣については、被害を生じさせることが希であることから、これらの鳥獣についての捕獲許可は慎重に取り扱うものとする。

なお、被害等がある鳥獣についても、生息数が少ないなど保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可は、特に慎重に取り扱うものとする。

鳥類の卵の採取の許可にあつては、現に被害を生じさせている個体を捕獲することが困難で、巣を除去かつ卵を採取しなければ捕獲の目的が達成できない場合、又は建築物等の汚染を防止するため巣を除去する必要があり、かつ卵を採取しなければ捕獲の目的

を達成できない場合とする。

**(b) 捕獲数**

捕獲数は、被害防止の目的を達成するために必要最小限にとどめることとし、主な鳥獣については別表の基準による。また、定めのない鳥獣については、被害状況等を調査の上、その都度定めるものとする。

**(c) 捕獲実施主体**

捕獲実施主体は、原則として被害を受けた者若しくは被害を受けた者から依頼を受けた個人又は被害発生地域の地方自治体（県、市町村）、所轄森林管理署、農業協同組合、農業共済組合、森林組合、生産森林組合、漁業協同組合若しくは法第18条の5第2項第1号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者とし、指揮監督の適正を期するため、それぞれの従事者が行う捕獲行為の内容を具体的に指示するとともに、従事者の名簿を整備するものとする。

**(d) 捕獲従事者**

㉞ 捕獲従事者は、原則として被害市町村に住所を有し、猟具を使用する捕獲の場合は、地区猟友会長から捕獲適任者として推薦され、捕獲実施主体から依頼を受けた者とする。ただし、市町村の境界を越えて捕獲を行う必要がある場合は、隣接する市町村及び各地区猟友会との協議が整えば、これを妨げない。

㉟ 銃器を使用する場合にあつては、従事者は、原則として第一種銃猟免許を有する者（空気銃を使用する場合は第一種銃猟免許又は第二種銃猟免許を有する者）で前年度の狩猟者登録をした者とし、銃器以外の方法による場合は、使用する猟具に応じて網猟免許又はわな猟免許所持する者とする。

ただし、狩猟免許を所持していない者に対しては、法第9条第3項各号のいずれにも該当せず、捕獲した個体の適切な処分ができないと認められる場合を除き、次に掲げる場合等は許可することができる。

○ 小型の箱わな若しくはつき網を用いて又は手捕りにより、小型の鳥獣（ハクビシン、ハシブトガラス、ハシボソガラス、ドバト等）を捕獲する場合であつて、次に掲げるとき。

・ 住宅等の建物内における被害を防止する目的で、当該敷地内において捕獲するとき。

・ 農林業被害の防止の目的で、農林業者が自らの事業地内（使用するわなで捕獲される可能性がある希少鳥獣が生息する地域を除く。）において捕獲する場合であつて、1日1回以上の見回りを実施するなど、錯誤捕獲等により鳥獣の保護に重大な支障を生じないと認められるとき。

○ 被害を防止する目的で、巣の撤去等に伴って、ハシブトガラス、ハシボソガラス、ドバト等のヒナを捕獲等する場合又は卵の採取等をする場合

○ 農林業被害の防止の目的で、農林業者自らの事業地内において、囲いわなを用いて、イノシシ、ニホンジカその他の鳥獣を捕獲する場合

○ 環境大臣が定める法人に対する許可であつて、次の条件を全て満たす場合

・ 従事者の中に猟法の種類に応じた狩猟免許所持者が含まれること。

・ 当該法人が従事者に対して講習会を実施することにより、捕獲技術、安全性等が確保されていると認められること。

・ 当該免許を受けていない者が、当該免許を受けている者の監督下で捕獲を行うこと。

・ 当該法人が地域の関係者と十分な調整を図っていると認められること。

㊲ 捕獲効率の向上を図る観点から、捕獲従事者には、被害発生地域の地理及び生息状況を把握している者を含めるものとする。

㊳ 捕獲に従事する人員は必要最小限とするものとし、主な対象鳥獣については「有害鳥獣捕獲許可事務の取扱要領」の基準によるものとする。

**(e) 捕獲方法**

- ・ 捕獲は原則として共同捕獲とする。ただし、事前協議の上、被害の状況等により効果的であると考慮される場合に限り、単独捕獲とすることができる。
- ・ 共同捕獲にあつては、班を編制し、責任者（班長）及び副責任者（副班長：複数可）を定めて行うものとし、1班の人数は「有害鳥獣捕獲許可事務の取扱要領」によるものとする。
- ・ 捕獲方法は、従来捕獲実績等を考慮して、最も効果的な方法によるものとする。

#### (f) 捕獲期間

- ・ 捕獲期間は、原則として被害発生期間内とし、できる限り短期間とし、被害の発生状況により長期間にわたる場合であっても、1回の捕獲期間は30日を超えないものとする。
- ・ 鳥獣の繁殖期における捕獲は、できるだけ避けることとし、鳥獣の種類により被害発生時期と繁殖期が一致するものにあつては、捕獲区域を制限し、原則として営巣及び繁殖の場所等は除外するものとする。

#### (g) 捕獲区域

- ・ 捕獲実施区域は、原則として被害発生区域及びその隣接地内とする。また、被害防止等のための必要かつ適切な区域とすること。
- ・ 鳥獣保護区や休猟区における捕獲許可は、鳥獣の保護管理の適正な実施に向けて、捕獲効率の向上が見込まれる手法等により実施するよう努めるものとする。特に、集団飛来地、集団繁殖地及び希少鳥獣生息地の保護区等の地域では、慎重に取り扱うものとする。

#### (h) 捕獲物の処理等

捕獲物の処理方法については、申請の際に明らかにする。その際、捕獲物は山野に放置することなく、捕獲の目的に照らして適正に処理し、野生鳥獣の保護管理に関する学術研究、環境教育等に利用できる場合には、これを利用するよう努めるものとする。

なお、捕獲した個体を生きたまま譲渡しようとする場合は、飼養許可の手続をするよう指導する。また、個体を致死させる場合は、できる限り苦痛を与えない方法によるものとする。

捕獲物は、違法な捕獲物と誤認されないようにする。特に、ツキノワグマについては、違法に輸入又は捕獲されて流通しているものと区別するため、目印（タグ）の装着により、国内で適法に捕獲された個体であることを明確にさせるものとする。

#### (i) 捕獲情報の収集

捕獲許可を受けた者に対し、鳥獣捕獲許可証を返納させる際には、捕獲場所、捕獲数、処置の概要等について報告を行わせるものとする。また、ツキノワグマについては、適正な保護管理を推進するため、狩猟を含めた全ての捕獲者及び拾得者に対して、調書の提出を求めるものとする。

### ⑤ 被害防止目的での捕獲の適正化のための体制整備等

#### a 方針

有害鳥獣捕獲の実施の適正化及び迅速化を図るため、関係市町村及び農林水産業者等関係者に対する有害鳥獣捕獲制度を周知徹底するとともに、次に掲げる措置を実施する。特に、関係市町村に対しては、鳥獣被害防止特措法に基づく被害防止計画との整合性を図り、適切かつ効果的に実施するため、実施体制を整備するよう指導する。

#### b 捕獲隊編成指導の対象鳥獣名及び対象地域

→（第24表）

有害駆除の実施主体は市町村が大部分であるため、鳥獣被害対策実施隊を主体とした捕獲実施者の養成・確保に努めることとする。ただし、鳥獣による農林水産業被害等が広域的・激甚的な地域については、市町村の境界を越えた対応等が必要になることから、有害鳥獣捕獲を目的として編成する広域的な捕獲隊の新設についても検討するものとする。

**ｃ 指導事項の概要**

被害防除対策の関係者が連携して円滑に有害鳥獣を捕獲するため、農林水産担当部局、文化財担当部局や森林管理局、地方環境事務所等間の連携強化に努めるとともに、関係地域において関係者による連絡協議会等を設置するよう関係市町村に要請する。

**(5) その他特別の事由の場合**

それぞれの事由ごとの許可の範囲については、原則として次の基準による。ただし、他に方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

**ア 博物館、動物園その他これに類する施設における展示の目的**

- ① 許可対象者  
博物館、動物園等の公共施設の飼育者・研究者又はこれらの者から依頼を受けた者
- ② 鳥獣の種類・数  
展示の目的を達成するために必要な種類及び数
- ③ 期間  
6か月以内
- ④ 区域  
規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域を除く。
- ⑤ 方法  
禁止猟法は認めない。

**イ 愛玩のための飼養の目的**

愛玩のための飼養を目的とする捕獲等は、原則として認めない。ただし、特別の事由（野外で野鳥を観察できない高齢者等に対し、自然とふれあう機会を設ける必要がある等）があると認められる場合は、この限りでないが、この場合においても次の基準による。なお、申請者に対して、今後の検討方向の周知に努める。

- ① 許可対象者  
県内に住所を有し、自ら飼養しようとする者（当該者が現に使用許可に係る鳥獣を飼養しておらず、かつ5年以内に当該者又は当該者から依頼された者が愛玩飼養のための捕獲許可を受けたことがない場合に限る。）又はこれらの者から依頼を受けた者
- ② 鳥獣の種類・数  
メジロに限り、1世帯当たり1羽とする。
- ③ 期間  
繁殖期間中は認めない。
- ④ 区域  
県内（規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域及び自然公園、自然休養林、風致地区等自然を守ることが特に要請されている区域を除く）
- ⑤ 方法  
禁止猟法は認めない。ただし、とりもちを用いる場合であって、錯誤捕獲を生じない等適正な使用が確保されると認められるときは、この限りでない。

**ウ 養殖している鳥類の過度の近親交配の防止の目的**

- ① 許可対象者  
県内に住所を有し、鳥類の養殖を行っている者又はこれらの者から依頼を受けた者
- ② 鳥類の種類・数  
人工養殖が可能と認められる種類であり、過度の近親交配の防止に必要な数とする。また、放鳥を目的とする養殖の場合は、放鳥予定地の個体とする。
- ③ 期間  
6か月以内
- ④ 区域  
県内（規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域を除く）。ただし、特に必要と認められる場合は、この限りでない。

- ⑤ 方法  
網、わな又は手捕り

## エ 鶴飼漁業への利用

- ① 許可対象者  
鳥類の養殖を行っている者又はこれらの者から依頼を受けた者
- ② 種類・数  
ウミウ又はカワウとし、鶴飼漁業への利用目的を達成するために必要な数
- ③ 期間  
6か月以内
- ④ 区域  
規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域を除く。
- ⑤ 方法  
手捕り

## オ 伝統的な祭礼行事等に用いる目的

- ① 許可対象者  
祭礼行事若しくは伝統的生活様式の継承に係る行為（いずれも現在まで継続的に実施されてきたものに限る。）の関係者又はこれらの者から依頼を受けた者（登録狩猟や他の目的での捕獲又は採取により、当該行事等の趣旨が達成できる場合を除く。）
- ② 鳥獣の種類・数  
伝統的な祭礼行事等に用いる目的を達成するために必要な数とし、捕獲し、行事等に用いた後は放鳥獣とする（致死させることによらなければ行事等の趣旨を達成できない場合を除く。）
- ③ 期間  
30日以内
- ④ 区域  
規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域を除く。
- ⑤ 方法  
禁止猟法は認めない。

## カ その他公益上必要があると認められる目的

捕獲等又は採取等の目的に応じて、個々の事例ごとに判断する。なお、環境教育、環境影響評価のための調査、被害防除対策事業等のために個体の追跡を目的に行う捕獲等又は採取等は、学術研究の捕獲基準に準じて取り扱う。特に、環境影響評価のための調査を目的とする捕獲等については、当該調査結果の用途も考慮した上で判断する。

## 3 その他鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

### (1) 捕獲許可した者への指導

#### ア 捕獲物又は採取物の処理等

捕獲物等については、鉛中毒事故等の問題を引き起こすことのないよう、原則として持ち帰って適切に処理することとし、やむを得ない場合は生態系に影響を与えないような方法で埋設することにより適切に処理し、山野に放置することのないよう指導する。また、捕獲物等は、違法なものと誤認されないようにする。特に、クマ類及びニホンカモシカについては、違法に輸入された個体及び国内で密猟された個体の流通を防止する観点から、目印（製品タグ）の装着により、国内で適法に捕獲された個体であることを明確にさせる。

捕獲個体を致死させる場合は、「動物の殺処分方法に関する指針」（平成7年総理府告示第40号）に準じ、できる限り苦痛を与えない方法によるよう指導する。

錯誤捕獲した個体は、原則として所有及び活用はできないこと、放鳥獣の検討を行うこと、狩猟鳥獣以外は捕獲された個体を生きたまま譲渡する場合は飼養登録等の手続が必要となる場合があること、また、捕獲許可申請に記載された捕獲個体の処理方法が実際と異なる場合は法第9条第1項違反となる場合があることについて、あらかじめ申請者に対して十分周知を図る。

ただし、錯誤捕獲された外来鳥獣又は生態系や農林水産業等に著しい被害を生じさせている

鳥獣の放鳥獣は適切ではないことから、これらの鳥獣が捕獲される可能性がある場合には、あらかじめ捕獲申請を行うよう指導し、適切に対応するよう努める。

#### イ 従事者の指揮監督

法人に対しては、指揮監督の適正を期するため、それぞれの従事者が行う捕獲行為の内容を具体的に指示するとともに、従事者の台帳を整備するよう十分に指導する。

#### ウ 危険の予防

捕獲等又は採取等の実施に当たっては、実施者に対し錯誤捕獲や事故の発生防止に万全の対策を講じさせるとともに、事前に関係地域住民等へ周知するよう指導する。

#### エ 錯誤捕獲の防止

ツキノワグマの生息地域であって錯誤捕獲のおそれがある場合については、ツキノワグマの出没状況を確認しながら、わなの形状、餌付け方法等を工夫して錯誤捕獲を防止するよう指導する。また、ツキノワグマの錯誤捕獲に対して迅速かつ安全な放獣が実施できるように、放獣体制の整備に努める。

### (2) 許可権限の市町村長への移譲

知事の権限に属する種の鳥獣捕獲許可に係る事務については、対象とする市町村や種を限定した上で、条例又は鳥獣被害防止特措法に基づいて適切に市町村長に移譲され、特定計画との整合等を図りながら、制度が円滑に運営されるよう努める。

また、絶滅のおそれのある地域個体群又は保護の必要性が高い種若しくは地域個体群に係る捕獲許可の権限を市町村長に移譲する場合その他委譲後特に慎重な保護が求められる場合は、当該市町村における十分な判断体制の整備等に配慮する。

知事は、捕獲許可に係る権限を市町村長に移譲する場合は、法、規則、基本指針及び鳥獣保護管理事業計画に従った適切な業務の執行並びに知事に対する許可事務の執行状況の報告が行われるよう助言する。

なお、捕獲等又は採取等を行う区域が多数の市町村に及び、多数の申請が必要になる場合には、市町村間の連携等により制度の合理的な運用を図り、申請者に手続上過度の負担とならないよう配慮する。

### (3) 鳥類の飼養登録

#### ア 方針

鳥類の違法な飼養を防止するため、次の点に留意しつつ、個体管理のための足環の装着等適正な管理が行われるよう努める。

#### イ 飼養適正化のための指導内容

- ① 飼養許可証の更新は、飼養個体と装着許可証（足環）を照合し、確認した上で行う。
- ② 平成元年度の装着許可証（足環装着）導入以前から更新されている等の長期更新個体については、羽毛の光沢や虹彩色、行動の敏捷性等により高齢個体の特徴を視認すること等により、個体のすり替えが行われていないことを慎重に確認した上で更新を行う。
- ③ 装着許可証の毀損等による再交付は、原則として行わず、毀損時の写真、足の状況等により確実に同一個体と認められる場合のみについて行う。
- ④ 愛玩飼養を目的とした捕獲許可により捕獲された個体を譲り受けた者から届出があった場合は、譲渡の経緯等を確認し、1人が複数の個体を飼養する等不正な飼養が行われないようにする。また、違法に捕獲した鳥獣については、飼養についても禁止されているため、不正な飼養が行われないよう適正な管理に努める。

### (4) 販売禁止鳥獣等の販売許可

#### ア 許可の考え方

販売禁止鳥獣等の販売許可については、次のいずれにも該当する場合に、販売を許可する。

- ① 販売の目的が規則第23条に規定する目的に適合すること。
- ② 捕獲したヤマドリが食用品等として販売されることにより、違法捕獲又は捕獲物の不適切

な処理が増加し、個体数の急速な減少を招く等、その保護に重大な支障を及ぼすおそれのあるものでないこと。

#### イ 許可の条件

販売許可証を交付する場合に付す条件は、販売する鳥獣の数量、所在地及び販売期間、販売した鳥獣を放鳥獣する場所（同一地域個体群）等とする。

オオタカの販売許可証を交付する場合に付する条件は、販売する鳥獣の数量は現に保有する数量に限定すること、販売する鳥獣に足環を装着させること等とする。

### 第5 特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び猟区に関する事項

#### 1 特定猟具使用禁止区域の指定

##### (1) 方針

特定猟具使用に伴う危険の予防又は指定区域の静穏の保持を図るため、次の区域を特定猟具使用禁止区域に指定するよう努める。

##### ア 銃猟に伴う危険を予防するための地区

銃猟による事故が頻発している地区、学校の所在する地区、病院の近傍、農林水産業上の利用が恒常的に行われることにより人の所在する可能性が高い場所、レクリエーション等の目的のため利用する者が多いと認められる場所、公道、都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第6項の都市計画施設である公共空き地等、市街地、人家稠密な場所及び人の集まる場所が相当程度の広がりをもって集中している場所その他銃猟による事故発生のおそれがある区域

##### イ 静穏を保持するための地区

法第9条第3項第4号に規定する指定区域（社寺境内及び墓地）

##### ウ わな猟に伴う危険を予防するための地区

学校や通学路の周辺、子供の遊び場となっているような空き地及びその周辺、自然観察路、野外レクリエーション等の目的のため利用する者が多いと認められる場所その他わな猟による事故発生のおそれの高い区域

##### (2) 特定猟具使用禁止区域指定計画

→（第25表）

##### (3) 特定猟具使用禁止区域指定内訳

→（第26表）

#### 2 特定猟具使用制限区域の指定

##### (1) 方針

特定猟具の使用に伴う危険の予防や静穏の保持の必要がある区域については、特定猟具使用禁止区域に指定することを基本とし、特定猟具使用制限区域の指定は行わないものとする。

##### (2) 銃器に係る特定猟具使用制限区域指定計画

→（第27表）

##### (3) 特定猟具使用制限区域指定内訳

→（第28表）

#### 3 猟区設定のための指導

##### (1) 方針

狩猟鳥獣の生息数を確保しつつ、安全な狩猟の実施を図る観点から、猟区の整備拡大を図るよう努める。



## (2) 設定指導の方法

設定の認可に当たっては、次の点を十分考慮する。

- ア 狩猟免許を受けている者又は狩猟団体からの協力を得ている場合等管理経営に必要な技術と能力を有する場合に設定を認める。
- イ 会員制等特定の者のみが利用するような形態をとらず、本県の狩猟者登録を受けた狩猟者が公平かつ平等に利用できるよう担保されるものであること。
- ウ 隣接地で保護されている鳥獣資源に過度に依存することを予定した地域設定は行わず、猟区内での鳥獣の保護繁殖が適正に図られていること。
- エ 第二種特定鳥獣管理計画に係る鳥獣の管理に支障が生じないものであること。

## 4 指定猟法禁止区域

### (1) 方針

指定猟法禁止区域については、地域の鳥獣の保護の見地からその保護のために必要な区域であって、環境大臣の指定する区域以外の区域について指定する。

特に、鉛製銃弾の使用については、鳥獣の鉛中毒が生じている地域、又は水鳥若しくは希少猛禽類の生息地において鳥獣の管理を目的とする銃器による捕獲が集中的、継続的若しくは高頻度で実施され、鳥獣への鉛中毒が懸念される地域について、鳥獣の鉛汚染の状況等の現状を分析・評価し、必要に応じて関係機関及び土地所有者又は占有者と調整を行った上で、指定猟法禁止区域の指定を進める。

また、鉛製銃弾以外であっても、わなを用いた捕獲等地域で、鳥獣の保護のために必要が生じたときは、科学的かつ客観的な情報を収集・分析し、関係機関及び土地所有者又は占有者と調整を行った上で、必要に応じて指定猟法禁止区域の指定を進める。

### (2) 指定計画

#### ア 新規区域

→ (第29条)

#### イ 継続区域

→ (第30表)

## 第6 第一種特定鳥獣保護計画及び第二種特定鳥獣管理計画の作成に関する事項

第一種特定鳥獣保護計画及び第二種特定鳥獣管理計画は、次の方針により必要に応じて作成する。

### 1 第一種特定鳥獣保護計画

→ (第31表)

#### (1) 計画の目的

第一種特定鳥獣保護計画の対象とする鳥獣は、生息数の著しい減少又は生息地の範囲の縮小、生息環境の悪化や分断等により、地域個体群としての絶滅のおそれが生じている鳥獣であって、生物多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から、当該鳥獣の地域個体群の安定的な維持及び保護を図りつつ、当該鳥獣の生息数を適正な水準に増加させ、若しくはその生息地を適正な範囲に拡大させ、又はその生息数の水準及びその生息地の範囲を維持する必要があると認められるものとする。

#### (2) 第一種特定鳥獣保護計画に係る実施計画の作成に関する方針

→ (第32表)

### 2 第二種特定鳥獣管理計画

→ (第33表)

#### (1) 計画の目的

第二種特定鳥獣管理計画の対象とする鳥獣は、生息数の著しい増加又は生息地の範囲の拡大により、顕著な農林水産業被害の発生等人とのあつれきが深刻化している鳥獣、自然生態系のかく

らんを引き起こしている鳥獣等であって、生物多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から、長期的な観点から当該鳥獣の地域個体群の安定的な維持を図りつつ、当該鳥獣の生息数を適正な水準に減少させ、又はその生息地を適正な範囲に縮小させる必要があると認められるものとする。

## (2) 第二種特定鳥獣管理計画に係る実施計画の作成に関する方針

→ (第34表)

本県においては、ニホンジカとイノシシについて第二種特定鳥獣管理計画を作成し、それぞれの地域個体群の生息状況、被害等の実態及び地域の特性等に応じた管理の目標を設定する。

なお、これら以外の鳥獣について、人とのあつれきが顕著となり、本計画の期間中に総合的な管理対策を講じる必要が生じた場合は、第二種特定鳥獣管理計画の作成を検討するものとする。

## 第7 鳥獣の生息状況の調査に関する事項

### 1 方針

県内全域に生息する鳥獣の種類、分布状況及び生息数の推移等を正確に把握するため、これまで実施してきた鳥類生息分布調査を継続して実施するとともに、ニホンザル、ニホンカモシカ、ツキノワグマ、ニホンジカ、イノシシの獣類についても調査を継続する。

なお、広域的な鳥獣の保護管理を進める上で、狩猟及び有害鳥獣捕獲等による捕獲等の位置情報は、生息状況の把握にもつながる有効な情報であることから、狩猟者登録証及び捕獲許可証の返納時に記載されている捕獲場所の収集に努める。

### 2 鳥獣の生態に関する基礎的な調査

#### (1) 方針

県内に生息する鳥獣の種類、分布、繁殖の状況、出現の季節等とともに、必要に応じて鳥獣の生態を調査するものとする。

#### (2) 鳥獣生息分布調査

調査方法は、既存資料の整理・活用、アンケート調査、聞き取り調査、現地調査等とし、併せて、捕獲報告の活用や捕獲努力調査の実施も検討するとともに、実施に当たっては、他の地域との比較や経年的変化の把握が可能な手法を用いる。

なお、保護対策及び被害対策上重要な種については、最新の調査に基づいて鳥獣生息分布図等を作成するよう努めるものとする。また、本調査は継続的に実施するものとし、分布動向の変化を常に把握するよう努めるものとする。

#### (3) ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査

→ (第35表)

本調査は、県内に所在する鳥類の主な渡来地について、種別の生息数や飛来時期等その越冬状況を明らかにするために実施し、毎年1月中旬に実施する全国的な一斉調査を基本として行う。

なお、短期間で広域にわたり調査を行う必要があるため、調査員の能力向上に努めるとともに、熟練したボランティア等を活用するなど、調査の精度向上に努める。

#### (4) 狩猟鳥獣生息調査

→ (第36表)

主な狩猟鳥獣については、狩猟等による生息状況及び生息環境の変化の状況を調査する。狩猟による捕獲数の多いキジ・ヤマドリについては、出合い数調査を継続して実施し、生息数の変化を把握するほか、放鳥する個体に標識を付して効果を測定し、当該地域での定着状況を調査する。生息数の減少が懸念される狩猟鳥獣については、その生息数や生息密度を含めて重点的に調査を行う。指定管理鳥獣である狩猟鳥獣は、狩猟による捕獲の結果を個体数推定の基礎情報として活用する。

#### (5) 第一種特定鳥獣及び第二種特定鳥獣並びに指定管理鳥獣の生息状況調査

→ (第37表)

第二種特定鳥獣については、生態基礎調査、捕獲等情報調査、密度指標調査及び被害状況調査

を行う。指定管理鳥獣について、第二種特定鳥獣管理計画を定めている場合は、捕獲等情報及び密度指標を用いた個体数の推定を行う。

### 3 法に基づく諸制度の運用状況調査

#### (1) 鳥獣保護区等の指定・管理等調査

→ (第38表)

鳥獣保護区及び休猟区の指定、管理等を適正に行うため、対象となる地域において鳥獣の生息状況、生息環境、被害等の計画的・継続的な調査を行う。調査に当たっては、その内容を検討・決定し、専門家等に依頼するが、特別な技術を要しない調査は、調査目的に応じて鳥獣の保護に関する普及啓発を図る観点から、地域住民やボランティア団体等に依頼し、安全に配慮しながら実施する。

#### (2) 捕獲等情報収集調査

法に基づいて行われる捕獲（狩猟、許可捕獲及び指定管理鳥獣捕獲等事業での捕獲）については、捕獲を行った者から、捕獲努力量、捕獲年月日、捕獲の位置情報、捕獲個体の性別、捕獲個体の幼獣（鳥）・成獣（鳥）の別、目撃数等から収集すべき基本的な項目を報告させる。特に指定管理鳥獣については、これらの結果から単位努力量当たりの捕獲数及び目撃数の算定や個体数の推定等を行い、生息状況や鳥獣捕獲等事業の効果等を評価する。また、捕獲に従事する者に対して、錯誤捕獲の実態（種類、数、時期、錯誤捕獲された様態及び捕獲後の処置）を可能な限り報告させる。

#### (3) 制度運用の概況情報

法に基づいて行う制度の運用の概況を把握し、この情報を鳥獣保護管理事業計画の作成又は変更に生かすとともに、国に提供する。

### 4 新たな技術の研究開発

#### (1) 捕獲や調査等に係る技術の研究開発

ツキノワグマの生息調査の精度を向上させるため、新たにカメラトラップ法を取り入れるとともに、従来の直接調査法とのクロスチェック方式を採用する。

#### (2) 被害防除対策に係る技術開発

ニホンジカ及びイノシシについては、生息密度が低い地域における効果的な捕獲方法について、関係団体と協力して技術開発を行う。

#### (3) 捕獲個体の活用や処分に係る技術開発

本計画期間内において技術開発の予定はなし。

## 第8 鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項

### 1 鳥獣行政担当職員

#### (1) 方針

鳥獣行政担当職員には、鳥獣保護管理事業計画の内容、鳥獣の生息状況、狩猟者登録を受けた者の数等を勘案し、鳥獣保護管理に関する専門的知見を有する人材を配置するよう努める。また、地方検察庁、警察当局等の協力を得ながら、司法警察員の制度を積極的に活用しながら、効果的な取締りを行う。

#### (2) 設置計画

→ (第39表)

#### (3) 研修計画

→ (第40表)

### 2 鳥獣保護管理員

#### (1) 方針

鳥獣保護管理員は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟制度についての知識、技術及び経験を有し、鳥獣の保護及び管理への熱意を有する人材から任命する。鳥獣保護管理員の総数は、地域の実情に応じて市町村数に見合う数を目標とし、その配置については、鳥獣保護区の数、狩猟登録者、取締りの実施状況、鳥獣保護管理思想の普及の現状を勘案して行う。なお、鳥獣生息状況調査、鳥獣保護管理思想の普及啓発等に関する業務については、その者の専門的識見に応じて県全域など広域的に担当させることができるものとする。

**(2) 設置計画**

→ (第41表)

**(3) 年間活動計画**

→ (第42表)

**(4) 研修計画**

→ (第43表)

**3 保護及び管理の担い手の育成及び確保**

**(1) 方針**

鳥獣の保護及び管理の担い手は、研修等においてその技術の向上を図り、適所に配置する。また、鳥獣の保護及び管理の担い手として、狩猟者及び鳥獣捕獲等事業者の確保及び育成が図られるよう研修等に努める。

**(2) 研修計画**

→ (第44表)

**(3) 狩猟者の育成及び確保のための対策**

本県の狩猟者登録数は1,669人(成29年2月末日現在)となっており、平成23年度から28年度までの5年間で368人減少している。

また、狩猟免許所持者のうち60歳以上は74%、50～59歳は15%と高齢化が進行している。このため、狩猟免許試験や免許更新講習の実施に当たっては、開催場所(県北、中央、県南地区)や開催日程(休日開催)の設定に配慮するほか、秋田県猟友会が主催する狩猟免許受験者講習会に担当職員を講師として派遣するなどの対策を行う。また、狩猟の魅力を伝えるフォーラムの開催や狩猟免許取得者等への補助金交付により、若年層を中心とした狩猟免許所持者の確保に努める。

**(4) 認定鳥獣捕獲等事業者の育成・確保**

認定鳥獣捕獲等事業者は、指定管理鳥獣捕獲等事業の受託者として捕獲等事業に携わることに加え、将来的には、鳥獣の生息状況調査や計画作成、モニタリング及び評価等にも関与する等鳥獣管理の担い手となることが期待される。そのため、技能知識講習や安全管理講習等の機会を通じて、その従事者に対する技術の向上を図り、認定鳥獣捕獲等事業者の技能知識及び安全管理の維持及び向上を図るため、必要な情報を提供する。

**4 鳥獣保護管理センター等の設置**

**(1) 方針**

秋田県鳥獣保護センター及び五城目野鳥の森を含む地域が、「環境と文化のむら」として整備されており、今後も傷病鳥獣保護等の鳥獣保護思想の普及啓発のほか、県民が自然とのふれあい体験を通じて自然に対する理解を深めることができるよう配慮しながら、これら施設の良好な維持管理を行うものとする。

**(2) 鳥獣保護管理センター等の施設整備計画**

→ (第45表)

**5 取締り**

## (1) 方針

狩猟等の取締りについては、警察当局と協力して、計画的に、また迅速かつ適正に行うため、次の方策を講じる。なお、取締りに際しての情報収集に当たっては、民間団体等との連携・協力を努める。

ア 過去5年間の違反状況の分析結果に基づき、重点事項を定めて実施するよう努める。

イ 狩猟期間中の鳥獣保護管理員の巡回を、次の観点から強化するものとする。

① 過去数年間において違反が多発した区域がある場合、当該区域の巡回に重点を置くこと。

② 狩猟者が多数出猟すると予想される週末等の巡回を強化すること。なお、狩猟違反者の処分については、迅速に行うよう配慮する。

ウ 特にタカ科、フクロウ科の鳥類及び愛玩を目的として飼養される鳥獣の違法捕獲等又は採取等、かすみ網の違法な使用、所持、販売等並びにとりもち等による違法捕獲の取締りを重点的に行うよう配慮する。

エ 氏名等の記載がなく違法に設置されたと疑われるわな等については、司法警察員により刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）及びその他捜査に関する所定の手続を踏まえた上で、留置等の捜査を行う。

オ 鳥獣の輸出入業者、飼養関係者、加工業者、食品関係者等を対象とし、鳥獣及びその加工品を定めて流通段階における違法行為の取締りを計画的に実施するものとする。

カ 我が国に生息する鳥類を登録票又は標識を添付せずに愛玩飼養している場合は、違法捕獲された可能性があることから、鳥類の違法な飼養については、取締りを重点的に行うよう配慮する。

キ 取締りに必要な機動力を整備するほか、緊急取締りに対して鳥獣行政担当職員及び鳥獣保護管理員の動員体制を整備する。

ク 狩猟事故及び狩猟違反の未然防止のため、法の知識及び実技の習得に加え、狩猟者としてのマナーの周知徹底を図り、秋田県猟友会等の協力を得て行う定期的な講習会の開催等により、狩猟者の資質向上に努める。

ケ 任意放棄又は押収された個体を放鳥獣する際には、遺伝的なかくらんを防ぐ観点から、可能な限り捕獲又は採取された地域に放鳥獣するよう努める。

コ 警察当局とは、違法捕獲等に関する連絡会議を設置する等一層の連携強化に努める。

## (2) 年間計画

→ （第46表）

## 6 必要な財源の確保

鳥獣保護管理事業の財源として、地方税法（昭和25年法律第226号）における狩猟税（目的税）の趣旨を踏まえ、鳥獣行政の実施に対し効果的な支出を行う。指定管理鳥獣捕獲等事業については、国の支援を受けつつ、必要な支出を講じる。

## 第9 その他

### 1 鳥獣保護管理事業をめぐる現状と課題

鳥獣による生態系や農林水産業等への被害が依然として発生しているため、第二種特定鳥獣管理計画による個体数の管理、生息環境の管理及び被害対策について、適切な目標設定の下で、関係機関が連携し、総合的に実施することが必要である。

また、適切な鳥獣の保護及び管理を推進していくためには、専門的な知識、技術及び経験を有する人材の確保及び育成の必要性が指摘されている。

### 2 地形や気候等が異なる特定の地域についての取扱い

県内では、地形や気候等の違いにより鳥獣の生息状況が他地域と比して著しく異なる特定の地域は確認されていないが、新たにそのような地域が確認された場合は、保護及び管理の方向性を別途示すこととする。

### 3 狩猟の適正化

狩猟鳥獣の種類、区域、期間又は猟法の制限、狩猟者を制限する入猟者承認制度、鳥獣保護区等の保護区域制度等狩猟に係る各種規制をきめ細かく計画的に実施する。

**(1) 狩猟鳥獣の捕獲禁止**

オスイタチ：南秋田郡大潟村八郎潟中央干拓地一円 捕獲禁止  
期間：平成26年11月15日から無期限

**(2) 入猟者承認制度に関する事項**

本県においては、入猟者を制限する必要がある狩猟鳥獣は現在のところ見当たらないことから、本制度の導入は行わないこととする。

**4 傷病鳥獣救護への対応**

**(1) 方針**

次のような考え方を原則として対応する。

ア 傷病鳥獣の野生復帰、環境のモニタリング及び鳥獣保護思想の普及啓発に資することを目的とする。

イ 農林水産業被害の発生原因となっている鳥獣（カラス類、ツキノワグマ、ノウサギ、ニホンザル、イタチ、ハクビシン、タヌキ、キツネ、アナグマ、ニホンジカ、イノシシ等）については、治癒後の放野に対し利害関係者等の合意が得られないことから、原則として保護・収容しない。

ウ 外来生物法で特定外来生物に指定されている鳥獣については、原則として保護・収容しない。

エ ペットや家畜については、原則として保護・収容しない。

オ ヒナ及び出生直後の幼鳥獣を傷病鳥獣と誤認して救護しないよう、県民に対して周知徹底を図る。

**(2) 体制**

傷病鳥獣の保護については、まずは現場を管轄する鳥獣保護管理員が行うこととし、管轄する地域振興局農林部森づくり推進課と連絡調整の上、鳥獣保護センターに迅速に収容する。治療が必要な鳥獣については、秋田市大森山動物園と連携し、獣医師による治療を受けた上で野生復帰を図る。

**(3) 傷病鳥獣の個体の処置**

収容した個体については、関係法令の処置を行った上でデータを収集し、放野が可能な個体については、治療、リハビリテーションを行う。放野が不可能又は放野が適当でない個体については、治療、繁殖、研究若しくは教育のための活用、終生飼養又はできる限り苦痛を与えない方法での致死等を検討する。

**(4) 感染症対策・普及啓発**

収容個体は、必要に応じて搬入後速やかに隔離及び検査を行い、人獣共通の感染症の有無を把握し、感染症の可能性がある場合には、感染症の予防及び感染症患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）、狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）等の関係法令の規定に従い、適切に対処する。また、二次感染を防止するため、衛生管理には十分留意する。

さらに、周囲で家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第2条に規定する家畜伝染病が発生している場合には、同病に感受性のある鳥獣の収容個体の症状等には十分留意し、同病の感染が疑われる場合は、家畜衛生部局等と調整し、適切な対応をとる。

なお、救護に携わる者に対し、人獣共通感染症、家畜伝染病等に関する基本的な情報を提供するとともに、行政担当者や救護ボランティアに対して衛生管理等に関する研修を行う。

**(5) 放野**

放野は、次のような考え方を基本として対応する。

① 対象個体の傷病が治癒していること、採餌能力、運動能力や警戒心が回復していること等を確認する。

② 発見、救護された場所で放野することを基本とし、それが不適當又は困難な場合には、遺伝的なかくらんを及ぼすことのないような場所を選定する。

③ 感染症に関する検査や治療を行い、野生個体への感染症の伝播を予防する。

## 5 油等による汚染に伴う水鳥の救護

大規模な油汚染事故等の複数の行政区域にまたがって大量の傷病鳥獣が発生した場合に備え、関係地方公共団体が互いに情報収集や提供等を行い、救護活動が円滑に実施されるよう、あらかじめ連絡体制を整備する。また民間を含めた地域の関係者に対し、環境省が実施する研修を受講させるよう努める。

## 6 感染症への対応

人獣共通又は家畜に影響の大きい感染症が発生した場合に備えて、関係機関との連絡体制を整備しておく。

### (1) 高病原性鳥インフルエンザ

人獣共通の感染症であり、かつ家畜への影響が大きいことから、「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」等に基づき、ウイルス保有状況調査等を実施する体制を整備するとともに、家畜衛生部局等と連携しつつ適切な調査に努める。また、高病原性鳥インフルエンザと野鳥との関わり、野鳥との接し方等の住民への情報提供等を適切に実施する。さらに、野鳥の異常死を早期に発見するためにも、通常時の生息状況の把握に努める。

### (2) その他感染症

その他感染症については、鳥獣の異常死又は傷病鳥獣の状況等により把握に努める。特に、口蹄疫等の家畜伝染病が発生している場合には、周囲の鳥獣に異常がないか監視に努める。

## 7 普及啓発

### (1) 鳥獣の保護及び管理についての普及等

#### ア 方針

鳥獣の保護及び管理についての普及啓発は、年間計画を立て、地域住民による保護活動等の育成指導、探鳥会等の普及活動のほか、地域の特性に応じた効果的な事業を実施するよう努める。普及啓発の際には、生物多様性の保全には適切な鳥獣の保護及び管理が重要であり、捕殺が不可欠な場合があることにも理解を求め、捕獲した鳥獣は、可能な限り食肉等として活用することも推進するよう努める。

また、愛鳥週間を中心に、各種行事を積極的に実施するよう努める。

#### イ 事業の年間計画

→ (第47表)

#### ウ 愛鳥週間行事等の計画

→ (第48表)

### (2) 安易な餌付けの防止

#### ア 方針

鳥獣の保護に影響を及ぼす安易な餌付けの防止に努める。また、地域住民に対する普及啓発は、以下の点について留意して推進する。

- ① 安易な餌付け行為が鳥獣に与える影響について市民の理解を得ること。
- ② 観光事業者又は観光客による鳥獣への安易な餌付けの防止を図ること。
- ③ 生ごみや実収穫作物等の不適切な管理、耕作放棄地の放置、不適切なわなの誘引餌の管理等結果として餌付けとなる行為の防止を図ること。

#### イ 年間計画

→ (第49表)

### (3) 猟犬の適切な管理

猟犬による事故防止を図るため、猟犬の訓練・回収や個体識別措置を徹底させる等猟犬の管理について狩猟者に注意を促す。

#### (4) 野鳥の森等の整備

→ (第50表)

探鳥会の開催等により、県民が鳥獣を観察し、鳥獣の生態等を知る喜びを体得することができるようにするため、鳥獣保護区内の野鳥等の観察に適する場所に「野鳥の森」や水鳥の観察施設等を整備するよう努める。

#### (5) 愛鳥モデル校の指定

##### ア 方針

児童や生徒の野鳥に対する科学的興味と理解を養い、併せて地域住民と一体となった愛鳥活動の推進と野鳥愛護思想の普及に資することを目的として、昭和42年度から平成28年度までに県内の小中学校45校を指定してきており、当計画期間内においては、既指定校における活動の支援を行うものとする。

##### イ 指定期間

鳥獣保護の重要性にかんがみ、指定期間は定めていない。

##### ウ 愛鳥モデル校に対する指導内容

これまで指定した45校に対しては、必要に応じて野鳥愛護に関する資料等の整備及び愛鳥活動等について指導や助言を行う。

##### エ 指定計画

→ (第51表)

#### (6) 法令の普及徹底

##### ア 方針

法の適用除外等特に県民に関係のある事項については、県広報誌、ポスター、パンフレット等により、その周知徹底を図るよう努める。

##### イ 年間計画

→ (第52表)